

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

さきの大戦において,公務上または業務上の傷病により死亡した軍人,軍属および準軍属(旧国家総動員法による被徴用者および動員学徒等,軍の要請による戦闘参加者等)は200万人をこえるが,これらの者の遺族に対しては恩給法等のほか27年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族給付が行なわれている。

このほか,38年に制定された戦没者等の妻に対する特別給付金支給法および42年に制定された戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給,40年に制定された戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給が,それぞれ行なわれている。

ア 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金および弔慰金の4種である。

遺族年金は,軍人または軍属(恩給法該当者は除く。)が公務上の傷病により死亡した場合に,遺族給与金は,準軍属が公務上の傷病により死亡した場合に,それぞれ,その遺族に支給される。45年3月末現在の受給人員は第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金遺族給与金受給者数 (単位:人)

	遺 族 年 金		遺族給与金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	57,760	89,334	43,125
先 順 位 者	34,948	77,382	37,655
後 順 位 者	22,812	11,952	5,470

厚生省援護局調べ

遺族一時金は,軍人または軍属が12年7月7日の日華事変のぼつ発以後の公務傷病に併発した傷病により退職後4年(結核,精神病および原爆病(45年10月に追加)の場合は8年)以内に死亡した場合ならびに戦地勤務期間が6か月以上の軍人または軍属が復員後1年(結核および精神病の場合は3年)以内に死亡した場合で他に遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける者がいないときに支給される。遺族一時

金の額は、10万円であり、45年3月末までの支給件数は、軍人については4,566件、軍属については222件、総計4,788件である。

弔慰金は、軍人、軍属および準軍属が公務上の傷病または事変、戦争勤務に関連する傷病により16年12月8日以後死亡した場合に、その遺族に対して支給される。弔慰金の額は、軍人および軍属5万円、準軍属3万円であり10年以内償還、年利6分の記名国債で支給される。45年3月末までの支給件数は、軍人については180万9,215件、軍属については13万8,122件、準軍属については10万8・680件・総計205万6,017件におよんでいる。

この法律は制定以来26回の改正がなされ、戦没者の遺族に対する援護は逐年拡充されてきているが、その対象となる遺族は年々老齢化している。45年3末日現在の遺族年金および遺族給与金受給者の年齢別構成をみると65歳以上の高齢者が約73%を占めており、戦没者の遺族に対する援護の充実は同時に遺族の老後の生活にとって重要な役割を果たしているといえよう。なお、45年度においても、10月1日からつぎのような処遇の改善が行なわれる。

(ア) 遺族年金を15万7,000円(現行13万5,000円)に、遺族給与金を10万9,900円(旧国家総動員法により徴用された被徴用者等の遺族に支給するものにあつては、12万5,600円)(現行9万4,500円)に、それぞれ増額すること。

(イ) 特別項症から第6項症までの障害年金受給権者等が公務傷病によらないで死亡した場合に支給する平病死遺族年金および平病死遺族給与金の額を、公務死遺族年金および遺族給与金の額の60%相当額から75%相当額に引き上げること。

(ウ) 勤務関連傷病によつて死亡した被徴用者等の遺族に支給する特例遺族給与金の額について、(イ)と同様の引き上げを行なうこと(60%→75%)。

(エ) 12年7月7日以後の公務傷病に併発した傷病によつて死亡した準軍属の遺族に遺族一時金(7万円)を支給すること。

(オ) 満洲開拓青年義勇隊員が16年12月8日以後20年8月9日前の軍事に関する業務上の傷病により死亡した場合、その遺族に遺族給与金、弔慰金または遺族一時金を支給すること。

(カ) 軍人および軍属が事変地または戦地において死亡し、当該死亡が戦後の大赦令により赦免の対象とならなかつた罪に関連することが明らかでないときは、その遺族に遺族年金および弔慰金を支給すること。

## イ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属または準軍属の妻であつて、38年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者に特別給付金が支給される。

45年度においては、10月1日から、42年度の恩給法等の一部改正、44年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正等により特例扶助料、特例遺族給与金等を受けることとなつた戦没者の妻に対して特別給付金を支給することとする支給対象の拡大が行なわれる。

## ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

16年12月8日以後死亡した軍人、軍属または準軍属の遺族であつて、40年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者(該当者がいない場合は、戦没者の子、子もいない場合は兄弟姉妹までの遺族)に対し、同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける者がいない場合に限り、特別弔慰金が支給される。

## エ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属または準軍属の父母または祖父母であつて、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もなかつた者のうち、42年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける権利または資格を有するものに特別給付金が支給される。

45年度においては、10月1日から、44年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正等により特例遺族給与金、特例扶助料等を受けることとなつた戦没者の父母等に特別給付金を支給することとする支給対象の拡大が行なわれる。

オ このほか戦没者遺族の福祉のいつそうの増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が45年10月から設けられており全国で532人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

イ～エの特別給付金等の額等については、第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 特別給付金等の種類

第4-5-2表 特別給付金等の種類

	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数 (昭45. 3. 31現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年以内償還無利子の記名国債	412, 650件
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年以内償還無利子の記名国債	462, 603
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円(2～4款症の戦傷病者の妻に対しては5万円)	10年以内償還無利子の記名国債	57, 592
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年以内償還無利子の記名国債	12, 761

厚生省援護局調べ

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 2 戦傷病者の援護

さきの大戦において公務上負傷しまたは疾病にかかり今なお障害を有する軍人,軍属または準軍属であつた者の数は,14万余におよぶが,これら戦傷病者に対する援護は,恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付が中心となつている。このほか,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によつて,戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

#### (1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に,障害年金または障害一時金が支給されている。

45年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人183人,軍属2,396人,準軍属1,465人の計4,044人であり,障害一時金を45年3月末までに受けた者は,495人である。

障害年金の額は,44年10月1日から,軍人または軍属であつた者については,8万3,000円~74万1,200円,準軍属であつた者については5万8,100円~51万8,840円である。

45年度においては,10月1日から,障害年金および障害一時金の額を増額すること,公務傷病によつて恩給法による第4款症および第5款症の不具廃症の状態となつた軍属または準軍属であつた者ならびに戦地,事変地において公務とみなされる傷病により第1款症から第3款症までの不具廃疾となつた軍人または軍属であつた者に対し,新たに障害年金または障害一時金を支給すること,第2款症から第5款症までの障害年金受給者に妻がいるときは1万2,000円(被徴用者等以外の準軍属については8,400円,被徴用者等については,9,600円)を加給すること,ならびに満洲開拓青年義勇隊の20年8月9日前16年12月8日以後の公務傷病による不具廃疾に対し障害年金および障害一時金を支給することとされている。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の支給対象は,12年7月7日以後の公務上の傷病により38年4月1日において恩給法による特別項症から第3款症までに該当する障害者となつていたことにより,同日において年金たる増加恩給等の給付を受けていた者の妻または同日までに一時金たる傷病賜金の給付を受けたことのある者の妻である。特別給付金の額等については,前掲第4-5-2表のとおりである。

なお,45年10月1日からは支給対象が拡大され第4款症に該当する戦傷病者の妻に特別給付金が支給されることとなる。

#### (2) 医療面その他の援護

戦傷病者に対する所得面以外の援護は,戦傷病者特別援護法によるもので,同法により戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され,これらの者につきのような援護が行なわれている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと。45年3月末現在の受給者数は6,097

人である。

イ 長期入院患者に療養手当を支給すること,支給額は月額4,200円(45年9月までは3,800円)であり,45年3月末現在の受給者数は209人である。

ウ 療養の給付をうけている者が死亡した場合その遺族に葬祭費を支給すること。

葬祭費の額は1万円であり,44年度の支給件数は44件である。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと。

44年度の支給件数は,51件である。

オ 補装具の支給および修理を行なうこと,44年度の支給および修理の件数は,7,877件である。

カ 重度障害者を国立保養所に収容すること。

キ 戦傷病者およびその介護者が日本国有鉄道の鉄道および連絡船へ乗車および乗船する場合に無賃の取り扱いをすること,44年度の乗車券引換件数は,11万4,217件である。

この法律により戦傷病者手帳の交付を受けている者の数は,45年3月末現在で13万7,870人に達している。

このほかこの法律には,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題などについて,民間人の立場で,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が40年10月から設けられており,現在全国で705人(45年10月1日からは,940人)の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

### 3 全国戦没者追悼式

---

さきの大戦において死亡した300万人余の軍人,軍属,準軍属および一般市民に追悼の誠を捧げるため,政府は38年から毎年,8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

44年の式典は,天皇,皇后両陛下御臨席のもとに,東京九段の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約5,000人が参列して厳粛にとり行なわれ,式典当日の正後には全国民が一斉に黙とうを行ない,戦没者に追悼の誠を捧げるとともに平和への思いを新たにした。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 4 海外戦没者の遺骨の収集

---

さきの大戦により海外で戦没した同胞の遺骨を収集するため,政府は28年から33年にかけて,主要戦域に遺骨収集団を派遣して収骨作業を実施した。しかし,この遺骨収集は,広範な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なつたものであり,また当時の事情からいろいろな制約もあつて十分なものとはいえなかつた。そこで政府は,さらに42年度以降新たな計画に基づいて最終的な遺骨収集を実施中であり,その状況はつぎのとおりである。

42年度 中部太平洋諸島(ペリリユー,サイパン,テニアン,ロタの各島),フィリピン(レイテ島)

43年度 フィリピン(ルソン,カミギンの各島),西イリアン(ビアク,ヌンホンの各島)

44年度 東部ニューギニア,フィリピン(ミンダナオ,ネグロス,セブ,ホロの各島),硫黄島(第1次および第2次)

45年度 硫黄島(第3次),韓国(徳積諸島)(以下同年度実施予定)ニューブリテン,ブーゲンビルの各島,北ボルネオ,硫黄島(第4次)

なお,硫黄島については,45年度において最終的遺骨収集を実施し,同島に戦没者慰霊碑を建立することとしている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 5 戦没者に対する叙位および叙勲

---

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位および叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位および叙勲の対象となる者は,さきの大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万3,000人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含めて約212万人の見込みである。このうち45年3月の第72回発令までに約177万余人に対して叙勲が行なわれ,約6万5,000人に対しては,あわせて叙位が行なわれており,45年度でこの事務は終了する予定である。

---



## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

#### 1 未帰還者の調査

さきの大戦が終結した時,海外にあつた同胞は約600万人であつたが,引揚促進対策,未帰還者の調査等の推進により,45年3月末現在における未帰還者数は4,009人となつている。その地域別の内訳は,中共3,252人,ソ連(樺太,千島を含む。)390人,南方249人,北朝鮮118人である。

未帰還者の調査は,国内的には,帰還者等からの情報の提供,対外的には,ソ連および中共などとの外交折衝または赤十字ルート等による話し合いによつて行なつてきている。対外的な調査は,微妙な国際情勢などのため相当な困難を伴う面もあるが,在外公館または赤十字等を通じる調査の積み重ねにより,逐次その者の実態をはあくすることに努めているところである。

調査究明の結果,未帰還者の死亡の日時や場所,死亡の原因などが確認できた場合には,戸籍法第89条の規定により死亡の報告を行ない,未帰還者が消息を絶つた時期や場所などを総合し,すでに死亡したものと推断される場合には,未帰還者に関する特別措置法により「戦時死亡宣告」の申し立てを行なつているが,死亡等の処理は,人権に関することからであるので,特に慎重を期している。

44年度内においては,死亡報告を行なつた者92人,戦時死亡宣告の審判が確定した者306人,帰還した者10人,自己の意思により帰還しないと認められた者39人およびその他の事由から未帰還者の対象以外となつた者78人の計525人が減少し,新たに未帰還者として213人をはあくした。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法または恩給法等の適用を受けらるるものである場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(公務扶助料等を受ける場合は,2万円)の弔慰料が支給される。

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

##### 2 引揚者の援護

---

終戦に伴う海外からの日本人の引き揚げは,34年に集団引き揚げが終了したのちは個別に便船を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては,船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あつせん等が行なわれ,また,ソ連および中共からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近,ソ連,中共および韓国から個別引き揚げが行なわれており,これを暦年別にみると同伴家族を含め,42年203人,43年101人,44年71人となつている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

#### 3 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

---

北朝鮮帰還協定が終了してすでに3年を経過しようとしているが,協定終了後の措置についての日朝両赤十字間の交渉は,いぜん停滞状態を続けている。現時点における問題点は申請ずみの帰還未了者の帰還が終つたのちに,北朝鮮に向けて任意出国する人々を迎えるために北朝鮮側が配船する船に乗船してくる朝鮮赤十字会代表の日本人国手続きの簡素化問題に焦点がしぼられているが,日本側が44年3月に提示した簡素化案に北朝鮮側が不同意のため解決がおくれている。今後,なお両国赤十字間で事態の収拾について努力が続けられると思うが,政府としては,ことが人道上の問題であるので日本赤十字社に問題処理を一任し,事態の推移を見守っているところである。

---